

内共第 1 5 号第五種共同漁業権
遊 漁 規 則

阿武川漁業協同組合 内共第15号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、阿武川漁業協同組合（以下「組合」という。）の有する内共第15号第五種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、はや、ます、かにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、口頭によるものとする。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 遊漁者は、直ちに、第7条第1項に規定する遊漁料を同条第3項に規定する方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、イ欄に掲げる漁具・漁法により、それぞれウ欄に掲げる統数及びエ欄に掲げる期間の範囲内でなければならない。

ア 漁種	イ 漁具・漁法		ウ 統 数	エ 期 間
あ ゆ	竿釣	リール使用を除く	な し	6月1日から12月31日まで
		リール使用	な し	7月1日から12月31日まで
う な ぎ	竿釣		な し	1月1日から12月31日まで
	手釣		な し	同 上
	竹モジ箱		合わせて 1人 3箇以内	同 上
	筒		1人20箇以内	同 上
	延縄		1人 3鉢以内 針の数は1鉢につき7本以内	同 上
は や	竿釣		な し	同 上
ます類	竿釣		な し	3月1日から8月31日まで
か に	籠	(規格) 高さ 25cm以内 幅 } 合わせて 長さ } 120cm以内 籠の手綱の元に名札 (住所・氏名)を付ける	1人 3箇以内	8月1日から10月31日まで

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる水産動物を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内で行わなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月 1日から12月31日まで
う な ぎ	1月 1日から12月31日まで
は や	1月 1日から12月31日まで
ま す 類	3月 1日から 8月31日まで
か に	8月 1日から10月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
萩市大字明木明木川中所頭首工上流端から上流200メートルまで	1月 1日から12月31日まで
山口市阿東生雲中生雲川口左岸角と対岸を結んだ線から下流萩市川上字道立山13919番29地先に設置した標柱と対岸を結んだ線まで	同 上
山口市阿東篠目夫婦岩と対岸を結んだ線から上流400メートルまで	同 上
萩市大字川島中津江橋下流端から上流岡部井堰までの区域及び同橋下流端から下流500メートルまでの区域	9月20日から11月10日まで
萩市川上山田阿武川本流大浴瀬尻から下流200メートルまで	5月 1日から 8月31日まで
萩市川上江毛九郎井堰下端から上流300メートルまで及び下流麦谷川合流点までの間 (阿武川・蔵目喜川)	9月 1日から 9月30日まで
やな・瀬張網設置場所(別表のとおり)から上流200メートルまでの区域	やな・瀬張網設置期間 (別表のとおり)に限る

(全長等の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
う な ぎ	全長20cm以下
ま す 類	全長20cm以下
か に	甲幅 5cm以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。

魚 種	漁具・漁法	遊漁者の区分	期間	遊 漁 料	備 考
あ ゆ	竿釣	大 人 (高校生以上)	1 日	2,000円	中学生以下は無料
			1 年	6,000円	
雑 魚 (うなぎ、はや、 ます類、かに)	(う な ぎ)	同 上	1 日	1,000円	同 上
	竿釣、手釣、竹 モジ、筒、箱、 延縄				
	(は や)		1 年	3,000円	
	竿釣 (ま す 類) 竿釣 (か に) 簗				

2 前項の規定にかかわらず日券、年券の区分において、納付した遊漁料より低い遊漁料の漁法は遊漁することができる。

3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合は、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。その場合は、当該遊漁料の他に金300円を附加した額とする。

- (1) 阿武川漁業協同組合事務所（萩市橋本町12）
- (2) 川上農林産物直売所（萩市川上4892-1）
- (3) 竜宮茶屋（萩市川上4892-1）
- (4) 石崎酒販店（萩市明木3211-3）
- (5) ポプラ道の駅あさひ店（萩市佐々並2476-1）
- (6) キャスト宇部店（宇部市港町2丁目2-3）
- (7) キャスト山口店（山口市平井228-1）
- (8) アンフィ山口店（山口市大内矢田北6丁目15-20）
- (9) 藤井釣具店（山口市駅通り2丁目2-26）
- (10) ポイント&ペグ山口小郡店（山口市小郡平砂町6-7）
- (11) もみじ茶屋（山口市阿東篠目437-1）
- (12) 山口文具事務機販売（山口市阿東生雲東分1848）
- (13) 山口市阿東地域交流センター生雲分館（山口市阿東生雲中188-2）
- (14) 伊藤商店（山口市阿東生雲中1802-5）

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、次に掲げる事項を記載した遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

- (1) 承認を受けた者の住所、氏名、生年月日
- (2) 承認期間
- (3) 魚種
- (4) 遊漁料の額
- (5) 注意事項
- (6) 発行者名

2 遊漁承認証の交付は、前条第3項に規定する場所又は漁場監視員において行うものとする。

3 遊漁承認証は、他人に譲渡又は貸与してはならない。

(遊漁に際して守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、組合が漁業法（昭和24年法律第267号）に基づく報告等のために行う採捕量の調査等に協力するものとする。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行うことができる。

2 漁場監視員は、次に掲げる事項を記載した漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

- (1) 氏名
- (2) 有効期間
- (3) 注意事項
- (4) 発行者名

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは行わないものとする。

附 則

この規則は、知事の認可のあった日から施行する。

(別 表)

番号	やな・張網設置場所	漁業の方法	期 間
1	長 戸 呂	やな又は瀬張網	9月1日から11月15日まで
2	大 浴	〃	〃
3	三 谷 橋	〃	〃
4	奈 古 屋	〃	〃
5	瓜 作	〃	〃
6	京 床	〃	〃
7	灰 福	〃	〃
8	江 毛 九 郎	〃	〃
9	森 窪	〃	〃
10	岩 小 屋	〃	〃

